

鹿児島県地産地消ロゴマーク使用基準

（目的）

第1条 この基準は、鹿児島県地産地消ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に関して定めるものとする。

（ロゴマークのデザイン等）

第2条 ロゴマークのデザイン及び使用上の注意については、別紙のとおりとする。

（ロゴマークに関する権利）

第3条 ロゴマークに関する著作権や使用の承認に係る権利は、鹿児島県に属する。

（使用の承認）

第4条 ロゴマークは、次の各号に掲げる者が、かごしま地産地消推進店（以下、「推進店」という。）の周知や地産地消の推進を行う場合に使用できる。

（1）推進店

（2）その他県が適当であると認める者

2 前項（1）がロゴマークを使用する場合は、鹿児島県農政部農政課長（以下、「課長」という。）に使用届出書（様式第1号）を提出するものとする。

3 第1項（2）がロゴマークを使用する場合は、課長に使用申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

4 課長は、前項の使用申請書を受理した場合は、その内容及び添付資料を審査の上、推進店の周知や地産地消の推進をするために適当であると認める場合は使用を承認し、使用（変更）承認通知書（様式第3号）を申請者へ送付する。この場合において、課長が必要であると認める場合は、ロゴマークの使用方法等について、条件を付することができる。

5 承認内容に変更がある場合は、変更申請書（様式第4号）を課長に提出し、適当であると認める場合は、変更を承認し、使用（変更）承認通知書（様式第3号）を申請者へ送付する。

（使用の確認）

第5条 課長は、ロゴマークの使用状況について確認できることとし、必要に応じ、使用状況報告書（様式第5号）の提出を求めることができる。

（使用上の遵守事項）

第6条 ロゴマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）料理等に表示する場合は、使用している県産農林水産物の表示を明確にすること。

（2）第4条で承認を受けた権利を譲渡又は転貸してはならない。

(使用の禁止等)

第7条 課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を禁止し、作成物の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 使用者がこの基準に違反した場合
- (2) 推進店の資格を消失した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (6) その他ロゴマークの使用継続が不相当であると認められた場合

2 県は、使用の禁止等により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の非独占性等)

第8条 この基準による使用の承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について県の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第9条 県は、この基準による使用承認等の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(使用料)

第10条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第11条 使用者は、ロゴマークの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合は、自らの責任のもとに誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等について、県はその責を負わないものとする。

(事務)

第12条 この基準に関する事務は、鹿児島県農政部農政課が行う。

(その他)

第13条 この基準に定めるほか必要な事項は、県が別途定める。

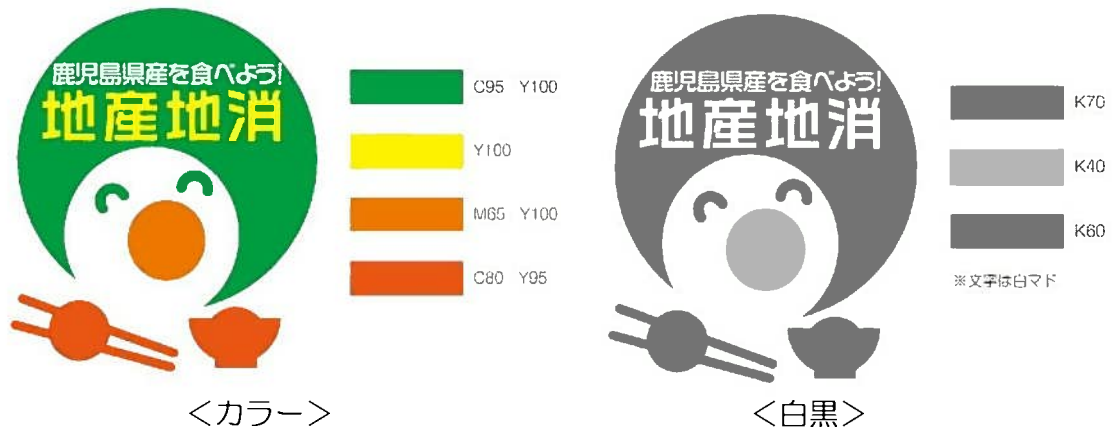
附則 この基準は、平成26年11月19日から施行する。

別紙

鹿児島県地産地消ロゴマークのデザイン及び使用上の注意について

1 ロゴマークの基本デザイン

「鹿児島県の地形」＋「鹿児島県産の農林水産物を楽しく笑顔で食する姿」を表現しています。



2 使用上の注意

- (1) 原則として提供したデータを使用することとし、デザインを変更してはならない。
- (2) 拡大・縮小する場合は、縦横比率を変えてはならない。
- (3) 色について
 - ・原則としてフルカラーとするが、白黒表示、単色表示または反転表示も可能とする(フルカラー、白黒の色指定は1のとおり)。
 - ・単色表示または反転表示する場合の文字は、背景と同色とする。
- (4) 背景は、著しく視認性を落とさないように柄や色に注意する。
- (5) ロゴマークの上に他のデザインや文字を重ねてはならない。

様式第1号(かごしま地産地消推進店)

鹿児島県地産地消ロゴマーク使用届出書

年 月 日

鹿児島県農政部農政課長 殿

店名
代表者職氏名

鹿児島県地産地消ロゴマークを使用したいので、下記のとおり届け出ます。

記

項目	内容
使用区分 (該当する使用に ○、もしくは記入 してください。)	1 印刷物 メニュー表、ポスター、チラシ、新聞広告 その他() 2 PR資材 看板、POP、のぼり、のれん、はっぴ、エプロン その他() 3 WEB上の使用 (掲載ページアドレス：) 4 販促用の景品() 5 その他()
使用予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用予定場所	
備考	
連絡先	担当者(役職・氏名)： 住所： TEL： FAX： E-mail：

添付資料 完成見本(イメージが分かる資料など)

チェーン店等で使用する場合は、店名と登録番号、住所のリストを添付

鹿児島県地産地消ロゴマーク使用申請書

年 月 日

鹿児島県農政部農政課長 殿

団体等名
代表者職氏名 印

鹿児島県地産地消ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

項 目	内 容
使用区分 (該当する使用に○, もしくは記入してく ださい。)	1 印刷物 ポスター、チラシ、新聞広告 その他() 2 PR資材 看板、POP、のぼり、のれん、はっぴ、エプロン その他() 3 WEB上の使用 (掲載ページアドレス:) 4 販促用の景品() 5 その他()
使用目的	
対象となる 県産農林水産物	
使用予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
作成予定数	
使用予定場所	
備 考	
連絡先	担当者(役職・氏名): 住所: TEL: FAX: E-mail:

添付資料 完成見本(イメージが分かる資料など)
使用予定場所が多い場合は、店舗等のリストを添付

様式第3号

鹿児島県地産地消ロゴマーク使用（変更）承認通知書

農政第 号
年 月 日

様

鹿児島県農政部農政課長

年 月 日付けで申請のあった使用(変更)について、承認します。
なお、使用に当たっては、鹿児島県地産地消ロゴマーク使用基準を遵守してください。

様式第4号

鹿児島県地産地消ロゴマーク使用変更申請書

年 月 日

鹿児島県農政部農政課長 殿

団体等名
代表者職氏名

印

年 月 日付け農政第 号で承認を受けた鹿児島県地産地消ロゴマークの使用について、下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記

項 目	現在の内容	変更する内容

添付資料 変更する内容が分かる見本
現在の使用承認通知書の写し

様式第5号

鹿児島県地産地消ロゴマーク使用状況報告書

平成 年 月 日

鹿児島県農政部農政課長 殿

団体・店名

代表者職氏名

(※押印は推進店省略可)

印

鹿児島県地産地消ロゴマークの使用状況について、下記のとおり報告します。

記

作成物	使用期間	作成数	使用場所	備考

(添付)

- ・作成物(添付できない場合は、写真等)
- ・使用場所が多い場合は、店舗等のリストを添付

様式第6号

鹿児島県地産地消ロゴマーク使用不承認通知書

農政第 号
年 月 日

様

鹿児島県農政部農政課長

年 月 日付けで申請のありました鹿児島地産地消ロゴマークの使用については、
下記の理由により承認しないこととしましたので通知します。

記

不承認の理由

様式第7号

鹿児島県地産地消ロゴマーク使用禁止通知書

農政第 号
年 月 日

様

鹿児島県農政部農政課長

年 月 日付け農政第 号で承認した内容について、下記の理由により使用を禁止
します。

記

使用禁止の理由